

榎行審第 99 号

令和元年12月5日

榎原市長 殿

榎原市行政不服審査会

榎原市個人情報保護条例第35条の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年7月11日付け、榎総第9230号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

審査請求人が行った平成31年3月19日付けの保有個人情報不存在通知書及び保有個人情報開示決定通知書による処分に係る審査請求についての諮問

答申

第1 審査会の結論

本件審査請求について、棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 事案の経緯

(1) 平成31年3月11日、審査請求人（以下、「請求人」という。）は、処分庁に対し、檀原市個人情報保護条例（平成11年条例第17号。以下、「条例」という。）第15条第1項に基づき、下記のとおり保有個人情報開示請求（以下、「開示請求」という。）を行った。

記

平成26年3月3日及び平成26年3月28日、檀原市リサイクル館において当時の加藤課長等と私が折衝した際、会話の内容を録音したいと言われ、私が承諾した録音テープ及びその内容を正確に記載した（いわゆるテープおこしした）文章

(2) 平成31年3月19日、処分庁は上記開示請求に対し、条例第21条に基づき、次のとおりの処分を行い、請求人に通知した。

① 不存在

録音テープ又はその音声データ及び平成26年3月3日分のテープおこしした文章

（以下、「本件処分1」という。）

② 全部開示

平成26年3月28日の文章 有限会社〇〇 〇〇代理人への意見書に対する回答議事録

（以下、「本件処分2」という。）

(3) 平成31年3月27日、請求人は、本件処分1及び本件処分2に不服であるとして、審査庁に対し、それぞれの処分の取り消しを求めて審査請求を行った。

(4) 平成31年4月25日、処分庁は、審査庁に対し、弁明書を提出した。

- (5) 令和元年5月21日、請求人は、審査庁に対し、反論書を提出した。
- (6) 同年6月6日、処分庁は、審査庁に対し、再弁明を行わないことを連絡する文書を提出した。
- (7) 令和元年6月10日、審査庁は、審理手続を終結することとし、請求人に通知した。
- (8) 令和元年7月11日、審査庁は、橿原市行政不服審査会（以下 審査会という。）に対し、条例第35条に基づき、諮問書を提出した。

第3 審査関係人の主張

1 請求人の主張

(1) 請求人の主張の要旨

「記載されたそれぞれの処分を取り消す。」との裁決を求める。

(2) 請求人の主張の理由

本件処分1及び本件処分2に対する請求人の主張は、審査請求書及び反論書のとおりであり、その要旨は次のとおりである。

① 本件処分1について

不存在の理由において、はじめから存在しないのか、後から破棄されたのかが不明瞭である。

② 本件処分2について

実際に開示された文書は、内容及び表現に作成者の主観や個性が反映された議事録であり、請求人が開示請求した文書とは異なるものである。

2 処分庁の主張

(1) 処分庁の主張の要旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 処分庁の主張の理由

本件処分1及び本件処分2に対する処分庁の主張は、弁明書のとおりであり、その要旨は次のとおりである。

① 本件処分1について

平成26年3月3日の面談において、審査請求人を通じて提出された有限会社〇

○名義の樫原市環境保全課長宛意見書（以下、「本件意見書」という。）について請求人から説明がなされたが、その際に録音を行わなかった。また、議事録を作成していないため、請求に係る文書は不存在である。

平成26年3月28日の面談において、本件意見書に対して文書により回答を行った。このときには議事録を作成するために録音を行ったが、録音内容を正確に記載した議事録作成後に録音記録は消去したため、不存在である。

② 本件処分2について

録音内容を正確に記された行政文書については回答議事録として所持していることから、開示決定通知書による処分を行った。

第4 審査庁の諮問に係る判断

1 諮問の趣旨

請求人の本件審査請求を棄却すべきである。

2 諮問の趣旨に係る判断の理由

(1) 本件処分1について

① 当該文書を不存在と認定できるか

処分庁の弁明に特に不自然、不合理な点はなく、平成31年3月11日の本件開示請求時にはそれらの面談から既に約5年が経過していたことも考え合わせると、本件処分1において処分庁が当該文書を不存在としたことに問題はない。

② 当該文書を不存在とした理由付記に不備はないか

条例第21条第4項、第5項によれば、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が存在しないことその他の理由により開示請求を拒否するときは、開示請求人に対し、その理由を付記した書面により通知しなければならないとされている。請求人の主張は、この理由付記に不備があったとの趣旨と解することが可能である。本件処分1における、平成31年3月19日付け保有個人情報不存在通知書中の（不存在の理由）の前半部分には、3月3日分について、「議事録が作成されていないため、テープ又はその音声データは不存在である。」と記載されているが、弁明書で明らかにされているように、そもそも録音が行われていなかったことが明記されていれば、より分かりや

すく、明瞭であったことは否定できない。しかし、同（不存在の理由）の後半部分において、3月28日分については、「議事録作成用に録音したものであり、作成後に破棄したため。」と記載されていることと対比すれば、3月3日分について、「議事録が作成される予定がなかったため、そもそも録音は行わなかった」と推測することは可能である。

また、請求人の主張においても、初めから存在しないのか、後から破棄されたのかが不明瞭であると主張していることからすると、本件処分1が、物理的には存在するが対象となる文書には当たらない場合を意味する「法的不存在」ではなく、対象文書が物理的に存在しない場合を意味する「物理的不存在」を通知するものであることは読み取ることができている。さらに、後日提出された弁明書により、3月3日の面談については録音が行われなかったことが明記されていることから、本件処分1における、平成31年3月19日付け保有個人情報不存在通知書中の理由付記がいくらか不明瞭であったとしても、本件処分1を取り消さなければならないほどの違法又は不当があったとは評価できない。

(2) 本件処分2について

本件処分2に対して請求人は、実際に開示された「有限会社〇〇 〇〇代理人への意見書に対する回答議事録」（以下、「本件議事録」という。）は、内容及び表現に作成者の主観や個性が反映された議事録であり、開示請求した文書とは異なるものであると主張している。

この点について、まず本件議事録は、録音データを基礎としていると推認できる程度の詳細さをもって記録されているとは認められるものの、一言一句そのまま記録されている文書とは認め難いものである。しかし、広辞苑（第5版）によれば、請求人が平成31年3月11日付け保有個人情報開示請求書添付別紙に記載したいわゆる「テープ起こし」の意味について、「テープに録音した音声を文字化すること」と記載されており、かなり抽象的な表現となっている。さらに、実際に業者に発注して録音反訳を依頼する場合にも、一言一句すべて聞こえたとおりに書き起こす「素起こし」から概要をまとめる「サマリー」（要約）に至るまで、種類や幅があることが認められ、本件議事録は、この「サマリー」に該当すると認めることができる。

以上のことから、請求人が開示請求した文書と本件処分2により開示された文書との

間に明らかな食い違いがあったとまでは認められず、本件処分2が違法又は不当であったとは評価できない。ここで、処分庁が、本件開示請求に対して全て不存在とせず、一部の文書を開示したことは、むしろ条例第1条の目的に沿った良心的な措置であったと評価できる。

第5 審査会の判断の理由

1 審査請求に係る手続の適性について

本件審査請求等について、審理手続は適正に行われたものと認められる。

なお、審査庁からの諮問の趣旨としては、諮問書にあるとおりであるが、この答申に伴う当審査会としての審議においては、この諮問の趣旨にとらわれることなく、公正かつ適正に判断を行った。

2 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条において、個人の尊厳の確保を基調として、個人情報 の適正な取り扱いの確保に関し、必要な事項を定めることにより、実施機関が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにするとともに、市民の基本的な人権を擁護し、もって市政の公正かつ適正な運営に資することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の開示請求については、原則開示の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に則して本件諮問事案を調査審議し、市民等の保有個人情報の開示を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、判断するものとする。

3 本件開示請求について

本件開示請求に係る対象文書は、処分庁と請求人が折衝した際の録音テープ及びその議事録である。

処分庁は、本件対象文書について、前記「第2 事案の概要 1 (2)」に記載されているとおりの処分を行ったところ、本件審査請求がなされ、審査庁にて審理手続が行われた。審理手続の結果、処分庁の判断は妥当であるとの結論となり、審査庁は、当審査会に対し、

「請求人の本件審査請求は棄却すべきであるとの答申を求める。」として諮問した。当審査会は、本件開示請求に係る処分について検討する。

4 本件処分1に係る審査会の判断

当審査会の判断は、前記「第4 審査庁の諮問に係る判断 2 (1)」に記載されている内容と同旨であり、処分庁が不存在であるとしたことについての説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に審査請求文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

したがって、本件処分1は違法ないし不当ではない。

5 本件処分2に係る審査会の判断

当審査会の判断は、前記「第4 審査庁の諮問に係る判断 2 (2)」に記載されている内容と同旨である。

「テープ起こし」には、素起こしやサマリー、整文等、様々な分類があるということは一般的に広く知られていることではなく、今回の場合、請求人は発言された一言一句全てが記載されている、いわゆる素起こしされたものを「テープ起こし」の文書として認識していると解される。しかし、処分庁によって作成、開示されたものは要約された文書であり、これは請求人の意図する「正確に記載した文章」ではないと請求人が主張していることから、開示された文書と請求人の認識の間に解釈の差異が生じている。ここで請求人の旨意に沿った見方をすると、処分庁が開示した文書が「テープ起こし」された文書であると断言することは難しい。

そこで、処分庁が当該文書を開示した背景を検討するに、請求人が開示を求めている、いわゆる「テープ起こし」をした文書については処分庁は保持しておらず、保有個人情報開示請求書に記載された請求内容、つまり請求人の意図するまを汲み取ると、不存在決定が妥当である可能性が少なからず認められる。しかし、できるだけ情報を開示し、市民に開かれた制度を目指すという行政としての立場を鑑みると、請求内容を様々な角度から広く読み取ることで、より多くの情報が開示されることが望ましい。本件処分2において処分庁が行った文書の開示決定については、このような行政上の配慮のもと、請求人が言う「テープ起こし」の意味をより広く捉え、可能な限り情報を開示しようとしたものと解

することができるのであって、行政のあるべき姿に即した措置であったと評価することができる。

したがって、本件処分2は違法ないし不当ではない。

6 附帯意見

本件処分1における不存在通知書に記載された文書不存在の理由のうち平成26年3月3日分については、前後の文脈から「そもそも録音していない」ということは類推できるものの、その記述に不足があり、不明確なものであったことは否定できない。今後は不存在事由該当性の審議と併せて、その旨意が明確に伝わる記述についても配慮するよう改善されたい。

7 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和元年 7月11日	審査庁より諮問書を受理
②	令和元年 10月11日	論点整理及び調査審議

令和元年12月5日

橿原市行政不服審査会 第二部会

部会長 北岡 秀晃
委員 福井 麻起子
委員 荒木 進
委員 大塚 佳代子